

札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱 給水設備構造基準 給水設備維持管理基準 解説（新旧対照表）

改正前	改正後	備考
<p data-bbox="224 316 752 339">札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱</p> <p data-bbox="327 472 725 596">給水設備構造基準 解説 給水設備維持管理基準</p> <p data-bbox="389 962 584 986"><u>令和2年4月6日</u></p> <p data-bbox="414 1169 560 1193">札幌市保健所</p>	<p data-bbox="1039 320 1563 344">札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱</p> <p data-bbox="1142 475 1541 600">給水設備構造基準 解説 給水設備維持管理基準</p> <p data-bbox="1200 959 1400 983"><u>令和3年6月24日</u></p> <p data-bbox="1227 1166 1373 1190">札幌市保健所</p>	<p data-bbox="1749 946 1906 970">日付の修正</p>

改正前	改正後	備考
<p>目次</p> <p>給水設備構造基準解説 (省略)</p> <p>給水設備維持管理基準解説</p> <p>1 水質の管理</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 定期の水質検査 ----- 34</p> <p>ア 外観及び残留塩素 ----- 34</p> <p>イ 小規模受水槽水道施設 ----- 35</p> <p>ウ～オ (省略)</p> <p>(3)～(8) (省略)</p> <p>2～8 (省略)</p> <p>給水設備構造基準解説</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 給水管</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 給水管は、他の配管と識別できる措置を講ずること。</p> <p>(6) 給水管とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。</p> <p>(7) 給水管末端には、吐水口空間を確保すること。</p> <p>設備の更新時に、他の管との誤接合を防ぐとともに、維持管理を容易に行うために、色分け、文字表示、色バンド等の方法により、給水管を識別できる措置を講ずること。</p>	<p>目次</p> <p>給水設備構造基準解説 (現行のとおり)</p> <p>給水設備維持管理基準解説</p> <p>1 水質の管理</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 定期の水質検査 ----- 34</p> <p>ア 外観及び残留塩素 ----- 34</p> <p>イ 小規模貯水槽水道施設 ----- 35</p> <p>ウ～オ (現行のとおり)</p> <p>(3)～(8) (現行のとおり)</p> <p>2～8 (省略)</p> <p>給水設備構造基準解説</p> <p>1～3 (現行のとおり)</p> <p>4 給水管</p> <p>(1)～(4) (現行のとおり)</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>(現行のとおり)</p>	<p>令和2年3月31日付け要綱改正に伴う修正</p>

改正前	改正後	備考
<p>また、給水管とその他の管（排水、消防用水、空調水、雑用水等）との連結及び飲料水への汚水の逆流を避けるため、次の構造とすること。</p> <p>①、② （省略）</p> <p>③ 各種の設備（冷却塔、膨張水槽等）に接続する場合は、断水や漏水、短時間での水の大量使用、ポンプ性能の経年劣化によって給水管内に負圧が発生し、汚水が逆流するおそれがあるため、表 3-5、表 3-6 に示す吐水口空間を確保すること。</p> <p>大便器洗浄弁等で吐水口空間の確保が困難な場合又は散水栓等にホースを取り付ける場合は、バキュームブレーカ等の逆流防止装置を設けること。</p> <p>なお、バキュームブレーカの取付位置は、圧力式の場合は給水用具の上流側（常時圧力のかかる配管部分）に、大気圧式の場合は給水用具の末端止水弁の下流側（常時圧力のかからない配管部分）とし、水受け容器の越流面から 150mm 以上高い位置に取り付けること。（図 4-3）</p> <p>図 4-3 （省略）</p>	<p>（現行のとおり）</p> <p>①、② （現行のとおり）</p> <p>③ 各種の設備（冷却塔、膨張水槽等）に接続する場合は、断水や漏水、短時間での水の大量使用、ポンプ性能の経年劣化によって給水管内に負圧が発生し、汚水が逆流するおそれがあるため、表 3-4、表 3-5 に示す吐水口空間を確保すること。</p> <p>（現行のとおり）</p> <p>図 4-3 （現行のとおり）</p>	<p>参照する表番号の誤記修正</p>

改正前	改正後	備考
<p>給水設備構造基準解説</p> <p>1 水質の管理</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 給水設備の工事が完了し、飲料水の供給を開始しようとするときは、あらかじめ、当該給水設備を洗浄するとともに、末端給水栓の水について次の検査を行い、基準に適合することを確認すること。</p> <p>ア 井水等を水源とする場合は、附表1、附表2、附表3及び附表4に掲げる項目及び残留塩素</p> <p>イ 水道水を水源とする場合は、附表1に掲げる項目及び残留塩素</p> </div> <p>工事完了後の貯水槽や給水管の内部には、ゴミや切削油が付着しているため、給水開始前にあらかじめ、これらの設備の洗浄を十分に行うこと。</p> <p>貯水槽の清掃は、原則として、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下、「建築物衛生法」という。）の規定により、<u>知事の登録</u>を受けた者に委託して実施すること。</p> <p>給水管の洗浄は、ゴミや切削油を十分に除去するために、高周波洗浄法等の物理的方法を用いて洗浄すること。</p> <p>給水設備の洗浄後は、末端給水栓の水について、次の項目の検査を行い、飲料水の安全を確認すること。</p> <p>①～② （省略） 表 1-1～表 1-5 （省略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(2)ア～イ （省略）</p> </div>	<p>給水設備構造基準解説</p> <p>（現行のとおり）</p> <p>（現行のとおり）</p> <p>貯水槽の清掃は、原則として、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下、「建築物衛生法」という。）の規定により <u>登録</u>を受けた者に委託して実施すること。</p> <p>（現行のとおり）</p> <p>①～② （現行のとおり） 表 1-1～表 1-5 （現行のとおり）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(2)ア～イ （現行のとおり）</p> </div>	<p>事務の移譲に伴う文言整理</p>

改正前	改正後	備考																																								
<p>ウ 住居用飲用井戸等施設にあつては、附表1に掲げる項目の検査を毎年1回以上、附表2に掲げる項目の検査を毎年6月1日から9月30日までの間に1回、定期に行うこと。</p> <p>エ 業務用飲用井戸等施設にあつては、附表1に掲げる項目の検査を6月に1回以上、附表2に掲げる項目の検査を毎年6月1日から9月30日までの間に1回、定期に行うこと。</p> <p>オ テトラクロロエチレン等の環境基準超過井戸が存在する地域において、井水等を水源として飲料水を供給する場合は、附表3に掲げる項目のうち、必要な項目の検査を3年に1回以上定期に行うこと。</p>	<p>(現行のとおり)</p>																																									
<p>井水等を水源とする場合は、水源への有害物質の浸入等により、水道水よりも水質が悪化する危険性が高いため、次のとおり水質検査を行うこと。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>表 1-7 定期の水質検査の頻度</p> <table border="1" data-bbox="147 1043 884 1315"> <thead> <tr> <th></th> <th>小規模受水槽 水道施設</th> <th>業務用飲用 井戸等施設</th> <th>住居用飲用 井戸等施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>附表1</td> <td>1年に1回以上</td> <td>6ヶ月に1回以上</td> <td>1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td>附表2^{注1)}</td> <td>1年に1回^{注2)}</td> <td>1年に1回</td> <td>1年に1回</td> </tr> <tr> <td>附表3</td> <td>検査不要</td> <td>3年に1回以上^{注3)}</td> <td>3年に1回以上^{注3)}</td> </tr> <tr> <td>附表4</td> <td>検査不要</td> <td>検査不要</td> <td>検査不要</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 6月1日から9月30日までの間に検査すること。 注2) 塩素滅菌器を用いて消毒する場合は検査すること。 注3) 環境基準超過井戸が存在する地域では、必要な項目を検査すること。</p>		小規模受水槽 水道施設	業務用飲用 井戸等施設	住居用飲用 井戸等施設	附表1	1年に1回以上	6ヶ月に1回以上	1年に1回以上	附表2 ^{注1)}	1年に1回 ^{注2)}	1年に1回	1年に1回	附表3	検査不要	3年に1回以上 ^{注3)}	3年に1回以上 ^{注3)}	附表4	検査不要	検査不要	検査不要	<p>(現行のとおり)</p> <p>①～③ (現行のとおり)</p> <p>表 1-7 定期の水質検査の頻度</p> <table border="1" data-bbox="969 1043 1706 1315"> <thead> <tr> <th></th> <th>小規模貯水槽 水道施設</th> <th>業務用飲用 井戸等施設</th> <th>住居用飲用 井戸等施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>附表1</td> <td>1年に1回以上</td> <td>6ヶ月に1回以上</td> <td>1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td>附表2^{注1)}</td> <td>1年に1回^{注2)}</td> <td>1年に1回</td> <td>1年に1回</td> </tr> <tr> <td>附表3</td> <td>検査不要</td> <td>3年に1回以上^{注3)}</td> <td>3年に1回以上^{注3)}</td> </tr> <tr> <td>附表4</td> <td>検査不要</td> <td>検査不要</td> <td>検査不要</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 6月1日から9月30日までの間に検査すること。 注2) 塩素滅菌器を用いて消毒する場合は検査すること。 注3) 環境基準超過井戸が存在する地域では、必要な項目を検査すること。</p>		小規模貯水槽 水道施設	業務用飲用 井戸等施設	住居用飲用 井戸等施設	附表1	1年に1回以上	6ヶ月に1回以上	1年に1回以上	附表2 ^{注1)}	1年に1回 ^{注2)}	1年に1回	1年に1回	附表3	検査不要	3年に1回以上 ^{注3)}	3年に1回以上 ^{注3)}	附表4	検査不要	検査不要	検査不要	<p>令和2年3月31日付け要綱改正に伴う修正</p>
	小規模受水槽 水道施設	業務用飲用 井戸等施設	住居用飲用 井戸等施設																																							
附表1	1年に1回以上	6ヶ月に1回以上	1年に1回以上																																							
附表2 ^{注1)}	1年に1回 ^{注2)}	1年に1回	1年に1回																																							
附表3	検査不要	3年に1回以上 ^{注3)}	3年に1回以上 ^{注3)}																																							
附表4	検査不要	検査不要	検査不要																																							
	小規模貯水槽 水道施設	業務用飲用 井戸等施設	住居用飲用 井戸等施設																																							
附表1	1年に1回以上	6ヶ月に1回以上	1年に1回以上																																							
附表2 ^{注1)}	1年に1回 ^{注2)}	1年に1回	1年に1回																																							
附表3	検査不要	3年に1回以上 ^{注3)}	3年に1回以上 ^{注3)}																																							
附表4	検査不要	検査不要	検査不要																																							

改正前	改正後	備考
<div data-bbox="147 213 907 268" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(3) (省略)</div> <div data-bbox="147 319 907 513" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(4) 1号、2号(アを除く。)及び3号の検査は、原則として水道法により厚生労働大臣の登録を受けた者又は建築物衛生法により 知事登録を受けた者に委託すること。</div> <p data-bbox="107 568 907 989">外観と残留塩素の日常検査は、設置者や維持管理者が行うことができる。しかし、表 1-1 (条文附表 1)、表 1-2 (条文附表 2)、表 1-3 (条文附表 3) 及び表 1-4 (条文附表 4) に掲げる項目の検査は、特別な機器、専門的な知識と経験を必要とするため、原則として、水道法の規定により厚生労働大臣の登録を受けた者又は建築物衛生法の規定により 知事の登録を受けた者に委託すること。なお、登録機関は、厚生労働省又は 北海道 のホームページ等にて確認すること。</p> <div data-bbox="147 1094 907 1158" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(5)~(8) (省略)</div> <p data-bbox="107 1219 349 1254">2~3 (省略)</p> <p data-bbox="107 1315 371 1350">4 貯水槽の管理</p> <div data-bbox="147 1359 907 1407" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(1)~(4) (省略)</div>	<div data-bbox="967 213 1720 268" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(3) (現行のとおり)</div> <div data-bbox="967 319 1720 513" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(4) 1号、2号(アを除く。)及び3号の検査は、原則として水道法により厚生労働大臣の登録を受けた者又は建築物衛生法により 登録を受けた者に委託すること。</div> <p data-bbox="929 568 1724 1037">外観と残留塩素の日常検査は、設置者や維持管理者が行うことができる。しかし、表 1-1 (条文附表 1)、表 1-2 (条文附表 2)、表 1-3 (条文附表 3) 及び表 1-4 (条文附表 4) に掲げる項目の検査は、特別な機器、専門的な知識と経験を必要とするため、原則として、水道法の規定により厚生労働大臣の登録を受けた者又は建築物衛生法の規定により 登録を受けた者に委託すること。なお、登録機関は、厚生労働省又は 登録を管轄する自治体(北海道、札幌市等) のホームページ等にて確認すること。</p> <div data-bbox="967 1094 1720 1158" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(5)~(8) (現行のとおり)</div> <p data-bbox="929 1219 1299 1254">2~3 (現行のとおり)</p> <p data-bbox="929 1315 1193 1350">4 貯水槽の管理</p> <div data-bbox="967 1359 1720 1407" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(1)~(4) (現行のとおり)</div>	<p data-bbox="1742 411 2136 446">事務の移譲の伴う文言整理</p> <p data-bbox="1742 845 2136 928">事務の移譲の伴う文言整理 事務の移譲の伴う文言整理</p>

改正前	改正後	備考
<div data-bbox="147 213 904 379" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(5) 貯水槽の清掃は、毎年1回以上定期に行うこと。 (6) 貯水槽の清掃は、原則として建築物衛生法により 知事登録を受けた者に委託すること。</p> </div> <p>貯水槽には、砂、水垢、鉄錆等が沈積するため、貯水槽の清掃を毎年1回以上定期に行い、常に清潔な状態にすること。</p> <p>貯水槽の清掃は、作業者の健康状態、使用器具や作業衣の消毒、水槽内の換気等、すべてに細心の注意を必要とし、清掃の適否が清浄な飲料水の確保にとって大きな影響を与えるため、原則として、建築物衛生法の規定により 知事の登録を受けた者に委託すること。</p> <p>なお、登録機関は、<u>北海道のホームページ又は所管部局</u>等にて確認すること。</p> <p>5～8 (省略)</p> <p>様式例1～様式例3-2 (省略)</p>	<div data-bbox="969 213 1720 379" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(5) 貯水槽の清掃は、毎年1回以上定期に行うこと。 (6) 貯水槽の清掃は、原則として建築物衛生法により 登録を受けた者に委託すること。</p> </div> <p>貯水槽には、砂、水垢、鉄錆等が沈積するため、貯水槽の清掃を毎年1回以上定期に行い、常に清潔な状態にすること。</p> <p>貯水槽の清掃は、作業者の健康状態、使用器具や作業衣の消毒、水槽内の換気等、すべてに細心の注意を必要とし、清掃の適否が清浄な飲料水の確保にとって大きな影響を与えるため、原則として、建築物衛生法の規定により 登録を受けた者に委託すること。</p> <p>なお、登録機関は、<u>登録を管轄する自治体（北海道、札幌市等）のホームページ</u>等にて確認すること。</p> <p>5～8 (現行のとおり)</p> <p>様式例1～様式例3-2 (現行のとおり)</p>	<p>事務の移譲の伴う文言整理</p> <p>事務の移譲の伴う文言整理</p> <p>事務の移譲の伴う文言整理</p>